

技術集約的産業において生成 AI の急速な発展がもたらす特許制度と競争環境の変化

弁理士 伊藤 健太郎

要 約

生成 AI の急速な進展は、明細書作成や特許調査等の効率化にとどまらず、技術集約的産業における知財制度及び競争環境に構造的変化をもたらしつつある。本稿は、生成 AI の高度活用を前提として、第一に、大量かつ網羅的な特許出願の加速と強固な特許ポートフォリオ形成がサプライチェーン全体に与える影響を検討する。第二に、AI 活用能力の格差が特許取得能力の差異を通じて競争優位の固定化や市場支配力の偏在を招く可能性を論じる。第三に、大量出願時代における審査負担の増大と特許の質確保の観点から、進歩性判断における「当業者」概念と生成 AI の位置付けを再考する。最後に、ライセンス交渉や特許プール運営への AI 導入がもたらす効率化効果と、アルゴリズム共謀やブラックボックス化といった競争法上のリスクについても整理し、知財政策と競争政策が交錯する領域における新たな論点を提示する。

目 次

1. はじめに
2. AI の進展により浮上する論点
 - (1) 生成 AI による大量出願とサプライチェーンへの影響
 - (2) AI 活用の格差による特許権の集中と競争優位
 - (3) 特許庁における大量出願への対応
 - (4) ライセンス交渉・特許プール等への AI 活用と競争構造への影響
3. まとめ

1. はじめに

近年、OpenAI の GPT、Google の Gemini、Anthropic の Claude といった基盤モデルに代表される生成 AI (Generative AI) の技術が飛躍的な進化を遂げ、知的財産 (IP) の領域にも大きな変革をもたらしつつある。筆者は日々の実務において、GPT 等の汎用 AI ツールを利活用するのみならず、法務全般をカバーするリーガルテックから知財業務に特化した AI ツールまで様々な情報を収集し、実際にいくつかは試用した。ベンチマーク⁽¹⁾が示すとおり生成 AI 技術の急速な進歩により、昨年 (2025 年) の初めは、まだ実用には若干遠い印象であったが、昨年後半には、実用に耐え得るレベルに到達してきているように思われる。

例えば、英国に本拠地のある Solve Intelligence 社⁽²⁾の提供する特許業務支援 AI プラットフォームは、特許明細書のドラフト作成、特許請求の範囲の自動生成、先行技術調査、中間処理のサポート等、主に出願権利化業務に関連する特許プロセスを支援するものである。特許の出願権利化関連の AI ツールというニッチな領域でありながら、同社は創業以来 Thomson Reuters や Y Combinator などから出資を受け、これまでに総額約 5,500 万ドル (約 80 億円) の資金を調達している。同社によると、ドラフト作成の効率化を実現

(1) AI Capabilities, <https://epoch.ai/benchmarks> (2026 年 3 月 25 日最終閲覧)

(2) Solve Intelligence ホームページ, <https://www.solveintelligence.com/> (2026 年 1 月 31 日最終閲覧)

しており、DLA Piper や Siemens を含む 400 以上の知財チームが導入するなど注目を集めている。また、米国の Patlytics 社⁽³⁾は、明細書ドラフト作成等の出願権利化業務に加え、侵害発見、無効調査・分析、クレームチャート作成、特許棚卸といった権利の活用及び管理まで含めた、特許業務のプロセスを全般的にカバーする AI ツールを提供している。また、AI を活用した特許調査に関しては、Amplified AI 社⁽⁴⁾をはじめとする様々な会社からサービスが提供されている。

また、特許庁においても、特許審査業務への AI 技術の活用が検討されている。特許庁は、2022 年 5 月に「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和 4～8 年度版）」を公表し、業務への AI 技術の活用可能性について検討を行っていたようであるが、2025 年 6 月に公表された改定版⁽⁵⁾によると、それまでの実証事業の結果を踏まえ、先行技術調査（検索手法の高度化）について導入フェーズへ移行するとともに、生成 AI の特許審査業務への適用について技術実証を実施するとのことである。

米国特許商標庁（USPTO）でも、AI 技術を活用した施策が試行されている。USPTO は 2025 年 10 月から、AI を活用した自動先行技術検索プログラムを試験導入し、出願後早期に AI が関連文献を提示するパイロットプログラムを開始した⁽⁶⁾。これにより、出願人は AI の提示する文献を参考に早期にクレーム修正方針を検討できるようになり、審査効率の向上や権利強化が期待されている。

また、特許事務所や企業でも、特許業務のあらゆるフェーズで AI の活用が模索され、従来は専門家のスキルと経験に頼っていた作業がプロンプトに落とし込まれ、高度に自動化され始めている。短期的には、AI を巧みに使いこなす一部企業が劇的な効率化メリットを享受する一方、長期的にはこうしたツールが広範に普及し業界全体のワークフローやスピード感を変貌させる可能性がある。

もちろん、AI が生成する出願書類や分析結果の品質・信頼性については慎重な検証が欠かせない。USPTO は 2024 年に AI ツール利用に関するガイドラインを公表し⁽⁷⁾、AI ツールは特許実務のコスト障壁を下げ、品質と効率を向上させる潜在力があると評価する一方で、AI が生成した不完全・不正確な出力を人間が十分検証せず提出すれば深刻な誤記載や脱漏を招き得ることを注意喚起した。このガイドラインでは、AI の出力を鵜呑みにして提出することは許されず、提出者自身が内容を精査・確認しなければならないことも強調している。AI が事実と異なる情報や根拠のない内容をもっともらしく生成してしまうハルシネーションと呼ばれる現象は、広く一般に知られており、実務においても、生成 AI による生成物をそのまま利用するのではなく、必ず正確性や妥当性をチェックする必要がある。また、知的財産戦略本部の「AI 時代の知的財産権検討会」でも、2024 年 5 月に「中間とりまとめ」⁽⁸⁾を公表して生成 AI と知財制度に関する論点整理を行っている。

本稿では、以上のような生成 AI の進展を前提に、技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯領域において、AI 技術の発展により今後浮上し得る主要な論点を検討する。

2. AI の進展により浮上する論点

生成 AI の発展は、従来の特許実務の在り方を根底から変えてしまう可能性がある。今後、発明の創出・

(3) Patlytics ホームページ、<https://www.patlytics.ai/>（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

(4) Amplified AI ホームページ、<https://www.amplified.ai/ja/>（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

(5) 特許庁「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和 7 年度改定版について」、https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

(6) USPTO「Artificial Intelligence Search Automated Pilot Program」、<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/automated-search-pilot-program>（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

(7) Federal Register「Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in Practice Before the United States Patent and Trademark Office」、<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

(8) AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf（2026 年 1 月 31 日最終閲覧）

発掘、出願・権利化、活用・紛争対応、調査分析・知財戦略、知財管理といった知財の創出から権利満了・失効までのあらゆるフェーズで、AI の活用による業務の高速化、高品質化、省力化、及び効率化が進むことが予想される。特許調査や翻訳の領域では、業務のリードタイム短縮と効率化はすでに現実のものとなり始めているように思われる。AI の発展に伴い特許実務自体が変容する結果、近い将来、これまで想定されていなかった新たな論点が生じるものと思われる。

以下、技術集約的産業において、生成 AI の進展により顕在化することが予想される論点を検討する。ただし、生成 AI の出力にハルシネーションなどのリスクが内在する点については、特許実務特有のものではないので、本稿では割愛する。本稿では、AI 活用によって特許実務に生じ得る主要な論点を整理し、それぞれの課題と制度・競争政策的対応策について考察する。

なお、現状の様々な AI ツールは完璧ではないし、特許業務に活用できる範囲も限られているが、本稿では今後 AI 技術がますます発展し、特許業務用の非常に強力でセキュアな AI ツールが登場するものと仮定して議論する。

(1) 生成 AI による大量出願とサプライチェーンへの影響

生成 AI を活用することにより、明細書ドラフトを自動生成又は短時間で作成できるようになることで、一部の企業において、大量かつ網羅的な特許出願戦略を加速させることが予想される。具体的には、わずかな発明の種（コアとなるアイデア）があれば、AI がそれを基に発明を多方向に展開し、コアアイデアに関する発明のみならず、その発明を上位概念化したもの、下位概念化（多数の実施例・適用例に個別化）したもの、周辺ないし類似の技術分野へ横展開したもの、その他様々な変形や組み合わせを次々と生成することで、わずかなコアアイデアから派生する周辺領域まで、短期間のうちに一挙に網羅的に出願することが可能となる。その結果、基本発明の種を思い付いたら、周辺発明を含めて全て基本発明と同時に⁹⁾出願するか、或いは少なくとも基本発明が公開される前に特許出願することで、他社の参入の余地がない強固な特許ポートフォリオを構築できる可能性がある。また、基本発明に限らず、他社が特許出願していないホワイトスペースを見つけたら、ホワイトスペースを全て埋め尽くすように大量の特許出願をすることで、やはり強固な特許ポートフォリオを構築できる可能性がある。

また、今後大量出願が一般化すれば、製品やサービスを市場に投入しようとする企業から見れば、回避すべき他社特許権の数が爆発的に増えることになるため、従来と比べてクリアランス調査（侵害予防調査）の対象となる特許の母集団の数が膨大になる。また、サプライチェーンの上流の企業が大量出願により大量の特許権を押さえた技術を、中流・下流の企業が利用する際には、各企業においてライセンス料負担や技術迂回¹⁰⁾の検討が不可避となり、サプライチェーンの各段階でコストと時間の圧迫要因となる可能性がある。

現に AI チップの分野では、後発の参入者が膨大な特許網に直面し、慎重なクリアランス調査と迅速な開発との両立が求められていると報告されている^{(9),(10)}。実際、Google の TPU（Tensor Processing Unit）訴訟の事例では、AI チップ関連の基本特許を巡る係争が巨額の和解金につながり、強力な基幹特許が後発企業にとって高い参入障壁となり得ることが示唆された。今後、AI を活用することにより特許出願件数が爆発的に増加する技術分野がいくつか出てくると思われるが、大量の特許が、サプライチェーン全体の競争環境に大きな影響を及ぼす懸念がある。

(9) Nishith Desai Associates 「The IP of AI Chip Design and TPU Patent Settlement: Shaping the Future of Semiconductor Innovation」、<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d628e7b4-cba1-41a6-bb9f-8d6933fa2378> (2026 年 2 月 8 日最終閲覧)

(10) Blake Brittain and Nate Raymond 「Google settles AI-related chip patent lawsuit that sought \$1.67 bln」、<https://www.reuters.com/technology/google-settles-ai-related-chip-patent-lawsuit-that-sought-167-bln-2024-01-24> (2026 年 2 月 8 日最終閲覧)

将来的に明細書作成が完全にコモディティ化して安価になれば、どの企業でも大量の特許出願が可能になる時代が訪れるかもしれない。しかしながら、その場合でも、特許庁への印紙代（出願料、出願審査請求料等）が出願件数のボトルネックとなるであろう。1 万件の特許を出願すれば、印紙代だけで 1 億 4,000 万円、全件出願審査請求すれば 14 億 2,000 万円必要である。結局、潤沢な資金を持つ大企業や NPE (Non-Practicing Entity：非実施主体) ほど際限なく出願件数を増やせる一方、資金力に乏しい中小企業・スタートアップは件数を絞らざるを得ないという構図が残り、資金力の格差がそのまま出願件数の格差につながる結果、資金力によって技術力や競争力の格差が固定化されるおそれがある。

現在でも、特許庁は中小企業等を対象に出願審査請求料などの減免制度を設けてコスト支援を行っているが、AI 時代にはこのような費用面の調整施策が大企業と中小企業間の出願件数格差の是正にとって一層重要な要素となる可能性がある。

(2) AI 活用の格差による特許権の集中と競争優位

次に、生成 AI ツールを導入し活用できる企業とそうでない企業との間で、特許取得能力の格差が生じ、競争力の非対称性が拡大する可能性を指摘したい。AI を使いこなす企業は、これまで人手では時間を要した発明の抽出や明細書作成を高速にこなし、短期間で大量の特許出願を行って広範な特許網を構築できるようになるであろう⁽¹¹⁾。他方、AI の導入が遅れた企業や AI を活用し切れない企業はその量とスピードについていけず、市場参入や競争上の不利を被る懸念がある。実際、Rassenfosse⁽¹²⁾は、AI を活用した「発明機械」を所有する企業は、AI が発明創出の固定費を引き上げる一方で追加発明の限界コストをほぼゼロに近づけることで、理論上無限に近い数の特許出願が可能になる結果、競争を凌駕する巨大な特許ポートフォリオを築き戦略的優位に立てるとの分析をしている。この状況が続けば、AI 活用能力のある企業による特許権の寡占化が進み、競争上の優位が恒常化する可能性がある。

一般に、生成 AI の導入・活用は大企業ほど積極的であり、中小企業との間で AI 活用の格差が指摘される。米コンサルティング会社マッキンゼーのレポート⁽¹³⁾によると、従業員数や収益規模が大きい企業ほど社内 AI を本格導入し成果を上げている割合が高く、逆に小規模企業では AI を試験導入した段階にとどまり、本格展開できていないケースが大半である。また、AI 人材の確保状況についても、大企業はデータサイエンティスト等の専門人材を幅広く雇用できるのに対し、中小企業では人材・予算両面で限界があり社内 AI 活用が進みにくい。このような AI 活用の格差は、特許出願件数や特許権の偏在に直結し得る。

他方で、前述の Rassenfosse には、生成 AI を活用した特許明細書作成ツールが広く安価に利用可能となれば、中小企業や個人の発明者でも高度な特許出願支援を受けられるようになるというポジティブな側面も論じられている。USPTO の上述のガイドラインでも、AI を活用した各種ツールは特許実務のコスト障壁を下げ、サービス品質と効率を向上し得ることを指摘している⁽¹⁴⁾。資金や人材の制約でこれまで特許取得を断念していた企業や個人であっても、AI の助けを借りて出願書類を作成し権利化まで漕ぎつけやすくなれば、これまでは出願されずに埋もれていた発明が商業化される可能性が出てくるだろう。

以上のとおり、生成 AI の活用いかんによって、特許権に基づく競争力の格差が生まれ、市場の支配関係

(11) 一例として、大熊雄治「ソフトバンク G の特許が 2 日で一挙に 3500 件超公開、発明の名称と出願人から浮かぶ焦点」日経クロステック、<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/03093/040200003/> (2026 年 3 月 25 日最終閲覧)

(12) Gaétan de Rassenfosse, Adam B. Jaffe, and Melissa Wasserman 「AI-Generated Inventions: Implications for the Patent System」Southern California Law Review, Vol. 96 (2024), pp.1453-1478. https://southerncalifornialawreview.com/wp-content/uploads/2024/04/Wasserman_Final.pdf (2026 年 1 月 31 日最終閲覧)

(13) McKinsey & Company 「The state of AI in 2025: Agents, innovation, and transformation」2025 年 11 月 5 日、<https://www.mckinsey.com/capabilities/quantumblack/our-insights/the-state-of-ai> (2026 年 2 月 8 日最終閲覧)

(14) Federal Register, supra note 7 “These tools have the potential to lower the barriers and costs of practicing before the Office as well as helping law practitioners offer services to their clients with improved quality and efficiency.” (I. Background の 3 段落目)

を再編成する可能性がある。AI に対する資金力や人的リソースの多寡のみにより特許の支配力が固定化され公正な競争が阻害されないよう、中小企業への支援策や特許出願費用構造の見直し等を含めた検討が必要となろう。

(3) 特許庁における大量出願への対応

AI の活用により大量の特許が出願されることになれば、特許庁において大量の審査負担が生じることが予想される。例えば、ある米国の非営利団体は、AI の急速な発展により、今後 AI を活用した特許の出願件数が増大し、企業は特許庁に大量の特許出願をして、特許の藪（特定の技術分野において、多数の企業が関連する細かい特許を網目状に保有し、新規参入や製品開発が極めて困難になる状況）を強化しようとするだろうと予測し、重複する権利や質の低い権利が増大する懸念を示している⁽¹⁵⁾。このように、大量出願によりもたらされる大量の審査は、審査官の負担増大と特許の質低下を招きかねず、ひいてはイノベーション全体にマイナスとなりかねない。

このような懸念に対し、将来的には、特許庁において AI を使って審査を自動化、又は、審査官が行うべき作業の大半を AI が代替することで、大量出願に対する審査を効率的に処理できるようになるだろう⁽¹⁶⁾。しかし、直近では、審査基準を厳格に適用することで、特許の質の低下を防ぐことが、一定の解決策になると思われる。とりわけ、どのような技術分野であっても、進歩性を判断する際の「当業者」は生成 AI を活用できる者又はチームであることを前提とするだけで、特許の質の低下を一定程度防ぐことができるように思われる。

まず、特許庁の調査研究⁽¹⁷⁾においても、当業者が用いる通常の技術的手段⁽¹⁸⁾に AI を含めること（AI を利活用する当業者を想定して進歩性を判断すること）について、AI が一般的に使用されている現状を踏まえ、AI を通常の技術手段とみなすべきとの意見が多く見られたとのことである。また、上述したマッキンゼーのレポートにおいても、直近（2025 年）において、9 割近くの企業で AI を活用しているとのことであるし、

(15) I-MAK 「Five Patent Predictions for 2025」、<https://www.i-mak.org/2025/02/13/five-patent-predictions-for-2025/>（2026 年 2 月 8 日最終閲覧）。なお、I-MAK は、世界 50 以上で医薬品特許制度の公平性を高める活動に取り組んできた米国の非営利団体とのことである。

(16) 近い将来、出願人側と審査官側のいずれも AI 化が進んでいけば、代理人 AI エージェントと審査官 AI エージェントの間で、自動かつ超高速にやり取りが行われ、審査が進むことになるだろう。具体的には、発明のアイデアを代理人 AI エージェントに入力すると、代理人 AI エージェントが発明の内容を膨らませた上で特許庁に出願する。すると、審査官 AI エージェントがクレームはもちろんのこと、明細書に記載された内容も加味して先行技術調査を行い、拒絶理由通知を起草する。明細書の中で特許可能な部分があれば、審査官 AI エージェントは特許可能な補正の示唆もいくつか提示して、代理人 AI エージェントに返す。代理人 AI エージェントは意見書・補正書を提出する。といったやり取りが、短時間のうちに全自動で展開されて、最終的に、代理人 AI エージェントは出願人に対して、特許可能なクレーム案をいくつか提示する。出願人は、これなら登録しよう、というものがあれば登録するし、不要と思えば登録せずに、公開するか取り下げるかを選択する。これらの一連の流れが、数分で完結するようになるかもしれない。

(17) 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所「令和 6 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書」2025 年 3 月

(18) 審査基準によると、「当業者」とは、「研究開発のための通常の技術的手段を用いることができる」者であることが想定されている。より具体的には、当業者について、審査基準には以下のように規定されている。

「審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、『当業者』が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築（論理付け）ができるか否かを検討することにより行う。（中略）

『当業者』とは、以下の (i) から (iv) までの全ての条件を備えた者として、想定された者をいう。当業者は、個人よりも、複数の技術分野からの『専門家からなるチーム』として考えた方が適切な場合もある。

(i) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識を有していること。

(ii) 研究開発（文献解析、実験、分析、製造等を含む。）のための通常の技術的手段を用いることができること。

(iii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。

(iv) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連した技術分野の技術を自らの知識とすることができること。」

（特許庁「特許・実用新案審査基準 第三部 特許要件 第 2 章 新規性・進歩性（特許法第 29 条第 1 項・第 2 項） 第 2 節 進歩性」、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202.pdf（2026 年 2 月 8 日最終閲覧））

筆者の肌感覚でも、現在では多くの発明者が生成 AI を活用して発明のアイデアを壁打ちし、深掘りしているように思われる⁽¹⁹⁾。このような状況であることを勘案すると、現在では、当業者は当然 AI を活用できる者又はチームであると想定することは、ごく自然であると思われる。審査基準において、そもそも当業者は、請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準にあるもの全てを自らの知識とすることができる万能な者又はチームであることが想定されているのであるから、出願時に一般に利用されているような主要な生成 AI については、当業者であれば当然に研究開発のための通常の技術的手段として用いることができると思えるべきであろう。

なお、上記調査研究では、審査官が出願当時の AI による出力の技術水準を特定することなどが困難であり、AI の利活用を含めた当業者のレベルを認定することは難しいのではないかと意見もあったようであるが、生成 AI の出力レベル^{うんぬん}云々よりも、当業者が生成 AI を活用できることを前提とすること自体が重要であると思われる⁽²⁰⁾。というのも、審査基準に明記されているように、日本の特許庁における進歩性の判断は、引用発明の内容中において、主引用発明に副引用発明を適用することに関する示唆があるか否かが、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けを評価するための重要な要素である^{(21)、(22)}。そして、実務上、少なくとも一部の技術分野ないし事案においては、引用文献における明示的な示唆の有無が進歩性の結論に大きく影響する傾向があるように思われる。その結果、引用文献における明示的な示唆がないときには、組み合わせ容易の論理付けが相対的に難しくなり、技術的に見て比較的些末^{さまつ}と思われる相違点であっても進歩性が認められる場合がある。

これに対して、生成 AI は膨大な組み合わせや変形例をいくらかでも生成できる。当業者が AI を活用できることを前提とする場合、AI は動機付けがなくとも周辺技術の変形案を網羅的に提示できるため、主引用等に動機付けや示唆がなくても、AI を活用した当業者であれば容易に想到し得る範囲であるとみなされる可能性がある。これにより、進歩性のハードルが相対的に高くなる結果、質の低い特許が大量に生み出される事態を避けることが期待できる。

また、当業者が AI を活用できるという前提に立つ場合、主引例を出願時に存在した生成 AI に実際に入力したときに、本願発明を AI が現に生成するか否かによって進歩性を判断するのではなく、建前としては、あくまで当業者という仮想的な者又はチームが、出願時の技術水準にあるもの全てと出願時の AI を活用した場合に本願発明を想到し得るか否かを、従前と同様に証拠に基づく思考実験により検討することになろう。もっとも、現実的には、根拠なく拒絶することは難しいので、生成 AI が生み出す膨大な技術アイデア、組み合わせ、変形例等を逐次公開して先行技術文献化することで、後発の類似する特許出願の審査の際に引用文献として使えるようにすることが考えられる。

(19) 筆者は情報系の発明者の案件に関与することが多いので、その点は差し引いて考える必要があるかもしれない。

(20) もっとも、GPT、Gemini、Claude といった主要な生成 AI であれば、バージョンアップした日付けが公開されているし、各バージョンの性能もスコア化されているので、出願時の AI による技術水準の特定はそれほど困難でないと思われる。例えば、生成 AI の性能のスコア化の一例としては次のものがある。Artificial Analysis「Artificial Analysis Intelligence Index」、<https://artificialanalysis.ai/evaluations/artificial-analysis-intelligence-index>（2026 年 2 月 8 日最終閲覧）

(21) 「主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無は、以下の（１）から（４）までの動機付けとなり得る観点を総合考慮して判断される。審査官は、いずれか一つの観点到着目すれば、動機付けがあるといえるか否かを常に判断できるわけではないことに留意しなければならない。

（１）技術分野の関連性

（２）課題の共通性

（３）作用、機能の共通性

（４）引用発明の内容中の示唆」（特許庁「特許・実用新案審査基準 第三部 特許要件 第 2 章 新規性・進歩性（特許法第 29 条第 1 項・第 2 項） 3.1.1 主引用発明に副引用発明を適用する動機付け」、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202.pdf（2026 年 2 月 8 日最終閲覧））

(22) 例えば、平成 20 年（行ケ）10096 号、平成 21 年（行ケ）10361 号、平成 22 年（行ケ）10075 号等の知財高裁判決においても、後知恵の排除や発明到達への示唆が必要といった趣旨が述べられている。

なお、欧州特許庁（EPO）の審判事件 T1193/23 では、口頭審理で提示された ChatGPT の回答について、クレーム解釈は当業者の理解に基づくべきであり、ChatGPT の出力は必ずしも当業者の理解を反映するものではないと判示された⁽²³⁾。この決定は、AI の出力が当業者の技術水準を表すものではないことを示すものであって、当業者が AI を活用することを否定するものではないと思われる。

（4）ライセンス交渉・特許プール等への AI 活用と競争構造への影響

生成 AI は膨大な情報からパターンを抽出し最適解を提示する能力に優れる。このため将来的には、特定技術分野のライセンス交渉や特許プール運営にも AI が活用され、市場における競争構造に影響を与える可能性がある。例えば、ある技術標準に必要な特許群（標準必須特許：SEP）の集合を AI が自動選定し、各特許の価値や貢献度を AI が評価して、ロイヤルティ配分をアルゴリズム的に最適化するといったことが考えられる。これにより現在人手で行われている特許プール構築プロセスを効率化し、より合理的で一貫性のあるライセンス条件設定につながる可能性がある。実際、過去には映像コーデックや通信規格の特許プールで、各特許の技術的貢献度評価やロイヤルティ配分を巡って参加企業間で主観的対立が生じる例もあったようである。AI 導入によってそうした恣意性を排し、AI が各社の技術分野をリアルタイムに分析して、市場や技術動向を予測し、特許プールに入れるべき特許やライセンスの優先順位を常に更新することで、客観データに基づく配分が期待できるという競争促進的な効果が期待される。

一方で、AI 任せのプロセスがブラックボックス化すると、外部からは特許プールにどのような特許がいかなる基準で選定されているか不透明となり、結果として第三者が新規参入する際の見えない壁となるおそれもある。特許プールは本来、関連特許を一括許諾するワンストップショップを提供することでイノベーションの普及を促す建設的な役割を果たし得るが、不透明な運営は市場支配力の濫用につながりかねない。AI が判断した結果だからといって安易に受け入れれば、各特許の価値評価が偏っていても検証困難となり、場合によっては特定企業に有利な配分が固定化するリスクもある。加えて、AI は膨大なデータを処理する中で知らず知らずのうちに企業間の情報共有を促進してしまう側面もあり、独占禁止法上のコンプライアンス（例えばライセンス料に関する事前調整の回避など）を従来以上に厳格に管理する必要も生じてくるだろう。競合他社が AI ツールを使って市場情報を分析・予測するようになると、AI が技術の重複や競合を事前予測して、競争を回避してお互いのイノベーションを促進するといったアルゴリズムによる共謀（algorithmic collusion）と呼ばれる現象、すなわち人為的な談合や価格協定なしに AI の意思決定だけで協調行動が生じる可能性がある。このため、例えば欧州委員会は、AI 活用による共同ライセンスやプール運営について、一定の条件を満たしていれば競争法上の問題とはみなさないという例外措置を定めた技術移転ガイドライン案を提示することで、企業行動の予見可能性を高めるとともに、市場の効率化を図ろうとしている^{(24)、(25)}。

(23) 欧州特許庁「T 1193/23 15-04-2025」<https://www.epo.org/de/boards-of-appeal/decisions/t231193du1>（2026 年 2 月 15 日最終閲覧）。「Allein die allgemein zunehmende Verbreitung und Nutzung von Chatbots, die auf Sprachmodellen ("large language models") und/oder "künstlicher Intelligenz" beruhen, rechtfertigt noch nicht die Annahme, dass eine erhaltene Antwort - die auf dem Nutzer unbekannten Trainingsdaten beruhen und zudem empfindlich vom Kontext und der genauen Formulierung der Frage (n) abhängen kann - notwendigerweise das Verständnis der Fachperson auf dem jeweiligen technischen Gebiet (zum relevanten Zeitpunkt) richtig abbildet.」（日本語仮訳：大規模言語モデルや人工知能に基づくチャットボットがますます普及し、利用されているという事実だけでは、受信した回答（ユーザーにとって未知の学習データに基づき、文脈や質問の正確な表現に大きく依存する可能性がある）が、必ずしも（当該時点における）当該技術分野における専門家の理解を反映しているとの仮定を正当化するものではない。）

(24) Lee Berger, Ronan Scanlan, Christopher Suarez「Hot Issues at the Intersection of AI, Antitrust, and Intellectual Property」<https://www.stepto.com/en/news-publications/stepahead-antitrust-and-competition-insights/hot-issues-at-the-intersection-of-ai-antitrust-and-intellectual-property.html>（2026 年 2 月 15 日最終閲覧）

(25) European Commission「Public consultation on the draft revised Technology Transfer Block Exemption Regulation and Technology Transfer Guidelines」https://competition-policy.ec.europa.eu/public-consultations/2025-technology-transfer_en（2026 年 2 月 15 日最終閲覧）

いずれにせよ、AIの活用によって今後ライセンス交渉や特許プールの在り方が変容することは確実であり、その利点とリスクの両面に留意が必要である。

ライセンス交渉の現場においても、AI導入は交渉力バランスの変化をもたらし得る。特許権者は世界中の情報をクロールして、自社保有特許を侵害している可能性のある製品やサービスを、AIの解析により抽出し、クレームチャートを作成する一方、被疑侵害者側もAIで無効調査をするとともに、相手方特許の弱点を迅速に洗い出し反論を準備できるかもしれない。このように実質的にAI同士の交渉になれば、従来の人間同士の交渉では見落としていた論点もアルゴリズムが漏れなく拾い上げ、過去の裁判例やライセンス相場データも参照した合理的な解決策が提示される可能性がある。その結果、ロイヤルティ料率の適正化や紛争解決の迅速化につながるというポジティブな見通しもある。

しかし同時に、交渉当事者にとっては、提示されるライセンス料率や解決策が導き出された理由や根拠が分からず、妥当性を判断できないおそれがある。また、交渉当事者がAIに依存し過ぎることで画一的な条件設定がなされ、斬新なビジネスモデルに柔軟に対応できないといった弊害も考えられる。AIは過去データに基づく解を好むため、過去に前例のない取引条件や新規参入者に有利な条件は排除される傾向があり、結果としてイノベーション阻害的な側面を帯びる可能性もある。また、当事者同士が密かにAIモデルを調整して互恵的な条件で落とし所を探るような戦略的連携が起これば、表面上の公正さの裏で競争制限的な合意が形成されるおそれもある。

以上のように、AIの交渉介入には情報の非対称性を緩和し交渉を合理化する利点がある一方、ブラックボックス性やアルゴリズム共謀による競争制限というリスクもあり得ることに十分な注意が必要である。将来的には、AIを用いた協調行為に対する新たな監視手法や指針を整備し、公正な競争環境を維持することが求められよう。

3. まとめ

生成AIの急速な進展は、技術集約的産業における知的財産制度と競争環境に構造的な変化をもたらしつつある。本稿では、AIの進歩が特許実務をいかに変容させ得るかを検討するとともに、知財政策と競争政策とが交錯する領域において新たに顕在化し得る論点を整理した。具体的には、生成AIによる大量出願とサプライチェーンへの影響、AI活用の格差による特許権の集中と競争優位、特許庁における大量出願への対応、そしてライセンス交渉・特許プール等へのAI活用と競争構造への影響について検討した。これらはいずれも、AIを高度に活用することによって顕在化する問題である。今後も、AI技術は進化を続け、知財実務の各局面に浸透していくことが予想される。その中で、公正な競争と知財制度の健全性を維持するためには、出願・審査・権利行使の各段階を見据えた適切な制度設計と運用の再検討が不可欠となる。本稿で提示した論点整理が、その議論の一助となれば幸いである。

また最後に、今後AIが特許業務に浸透して、明細書作成、中間処理、特許調査、クレームチャート作成といった業務をAIが高度に担えるようになった場合、弁理士の役割はどのように再定義されるかについても触れておきたい。

今後はAIツールの活用により、例えば明細書作成であれば、一定水準の明細書を作成すること自体は、専門家でなくとも可能になると考えられる。しかし、同一の発明提案書を基にしても、AIツールごとに異なる明細書がドラフトされるだろうし、同じAIツールであっても、何回も指示すれば、毎回異なる明細書がドラフトされるであろう。同一の発明提案書から複数のドラフトが生成され得る以上、どの案が依頼者の目的に最も適合するかを評価し、必要に応じてさらに修正する等、戦略的観点から明細書を評価・最適化する能力は依然として不可欠である。

その評価軸は、競争^{けんせい}牽制、ライセンス交渉、特定国での権利化、将来的な訴訟対応など、目的に応じて異なる。そして、どの軸を重視すべきかを依頼者とのコミュニケーション等を通じて明確化し、全体戦略の中

で位置付ける作業は、今後とも必要とされるだろう。したがって、自らドラフトするか、AIにドラフトさせるかという手段の違いはあっても、出願方針と権利化戦略を構想して実行するという弁理士の中核的な役割は、AIを活用するか否かにかかわらず、従前と変わらず必要とされるだろう。

また今後は、AIを業務の効率化ツールとして利用するだけでなく、自己のスキルアップのためにAIを活用する姿勢が重要になると考えられる。AIを使いこなして効率的に業務を進めるだけでは成長がなく、近い将来AIに取って代わられてしまうだろう。トップ棋士もAIを用いて戦法や戦術の研究を重ねている。今後は弁理士もAIを活用して、知財業務をさらに深く突き詰めて研究し、スキルを高めていくことが大事になってくるのではないかと。例えば、上述のとおり、AIは同一の発明提案書から複数の明細書をドラフトするが、このとき、AIはそれぞれどのような意図でドラフトしたのか、気になるところを全てAIに問い詰めるといった壁打ちを繰り返すことで、明細書作成に関する理解を深化させ、明細書を評価・最適化する能力の再構築を図ることが可能となるだろう。このように、今後は単にAIを使ってアウトプットを出すだけでなく、AIを活用して自らの専門性を高めていく弁理士が生き残れるのではないかと考えている。